

ソウサシボウハンキョウカイ

匝瑳市防犯協会

代表者名	さとう よしみ 佐藤 喜巳
設立日	平成18年4月1日
法人格	無し
会員数	255人
入会条件	各支部による
会費	



団体の目的	匝瑳市防犯指導員相互の連絡調整と効果的な防犯活動により犯罪のない明るい町づくりを推進することを目的とする。
活動内容(P R)	防犯意識の啓発普及、各種防犯関係団体との連絡協調、警察の行う防犯対策への協力、少年の非行防止のための活動協力、風俗環境浄化のための行政機関への協力、防犯に功労のある者(団体)の表彰
活動日・場所	活動日：通年 活動場所：市内全域

【事務所】

〒289-2198

匝瑳市八日市場八793番地2

TEL 0479-73-0088

FAX 0479-72-1116

メール k-shimin@city.sosa.lg.jp

HP

【連絡先】

〒289-2198

匝瑳市八日市場八793番地2

匝瑳市役所環境生活課市民協働班

TEL 0479-73-0088

FAX 0479-72-1116

メール k-shimin@city.sosa.lg.jp



毎年、8月4日・5日「**八重垣神社祇園祭**」で 巡回パトロールを実施しています！



巡回パトロール出発前の打ち合わせ



会場周辺パトロール



祭り終了後にもパトロール実施！





毎年、「よかっぺ祭り」で 匝瑳警察署と共催 での啓発イベント、会場周辺の巡回パトロール を実施しています！



防犯ポスター入賞作品の展示

匝瑳市防犯協会会則

(名称)

第1条 本会は、匝瑳市防犯協会（以下「協会」という。）とする。

(目的)

第2条 協会は、匝瑳市防犯指導員（以下「防犯指導員」という。）相互の連絡調整と効果的な防犯活動により犯罪のない明るい町づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯意識の啓発普及
- (2) 各種防犯関係団体との連絡協調
- (3) 警察の行う防犯対策への協力
- (4) 少年の非行防止のための活動協力
- (5) 風俗環境浄化のための行政機関への協力
- (6) 防犯に功労のある者（団体）の表彰
- (7) 前各号のほか防犯上必要な事業

(組織)

第4条 協会に別表に掲げる支部を置く。

- 2 支部に支部長及び副支部長を置く。
- 3 支部長及び副支部長は、各支部における防犯指導員の互選とする。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 監 事 2 名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 幹 事

- 2 幹事は、各支部の支部長及び副支部長とし、前項第1号から第4号までの役員以外の者をもって充てる。

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長並びに監事及び会計は、選考委員会において推薦し、総会において承認を求める。

- 2 選考委員は各支部長をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 3 監事は、協会の業務執行及び会計を監査する。
- 4 会計は、会長の命を受け、その担任分掌を処理する。
- 5 幹事は、第2条に定める目的達成のため必要な事項を処理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

(顧問)

第9条 協会に顧問をおく。

- 2 会長は、匝瑳警察署長を顧問に委嘱する。
- 3 会長は、有識者及び防犯活動について高度の知識及び経験のある者のうちから役員会に諮り顧問に委嘱することができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年、会計年度終了後2箇月以内に開き、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 会議の議長は、会長が当たる。

(議決)

第11条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第12条 協会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協会の事務局は、匝瑳市役所環境生活課に置く。

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、役員会の議決を得て会長が定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年5月21日から施行する。

別 表

支 部 名					備 考
中	央	第	1	支 部	
中	央	第	2	支 部	
中	央	第	3	支 部	
豊		栄		支 部	
須		賀		支 部	
匝		瑳		支 部	
豊		和		支 部	
吉		田		支 部	
飯		高		支 部	
共		興		支 部	
平		和		支 部	
椿		海		支 部	
野		田		支 部	
栄			支 部	野手、今泉、新堀 川辺、栢田、堀川	